

お茶の京都認知度調査業務に係る一般競争入札の参加資格の審査等に関する要領

令和4年1月7日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人京都山城地域振興社(以下「お茶の京都DMO」という。)が実施するお茶の京都認知度調査業務に係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)及び参加資格審査(以下「資格審査」という。)の方法等について定めるものとする。

(審査対象)

第2条 資格審査の対象となる者は、お茶の京都認知度調査業務に係る契約の締結を希望する者とする。

(一般競争入札参加者の資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- (3) 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 認知度調査業務に携わる実績を有しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)
- (7) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札に

ついて指名停止とされた者

(資格審査申請書の提出期間)

第4条 資格審査を受けようとする者は、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第141条第3項に規定する公示において定める期間に申請書を提出しなければならない。

(添付書類)

第5条 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- (2) 営業経歴書（別記第2号様式）
- (3) 営業実績調書（別記第3号様式）
- (4) 返信用封筒（第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、84円切手を貼付したものの）

(資料等の提出)

第6条 お茶の京都DMOは、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

(資格審査を有する者の名簿への登載)

第7条 お茶の京都DMOは、参加資格を有すると認定した者を規則第141条第3項に規定する名簿に登載するものとする。

(資格審査結果の通知)

第8条 お茶の京都DMOは、資格審査の結果を、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第4号様式）により、申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第9条 参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から規則第141条第4項に規定する公示において定める日までとする。

(変更届)

第10条 申請書を提出した者（第7条の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第5号様式）により、当該変更に係る事項をお茶の京都DMOに届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

(参加資格の承継)

第11条 参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各

号に掲げる者（第3条第1号又は第2号に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができるとお茶の京都DMOが認めたときに限りその参加資格を承継することができる。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- (5) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第6号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他お茶の京都DMOが必要と認める書類をお茶の京都DMOに提出しなければならない。

3 お茶の京都DMOは、前項の規定により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第7号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知するものとする。

（参加資格の取消し）

第12条 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

2 参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 お茶の京都DMOは、前2項の規定により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（別記第8号様式）により、その者に通知するものとする。